

子ども科学図書館・こども科学館基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども科学図書館・こども科学館（以下「科学図書館」という。）の基本構想を策定するため、子ども科学図書館・こども科学館基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、科学図書館の基本構想について、次に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1) 科学図書館のあり方、役割及び機能に関すること
- (2) 施設（規模・構成）及び設備に関すること
- (3) 管理及び運営に関すること
- (4) その他基本構想策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、高知県教育長が委嘱する12名以内をもって組織する。

- (1) 有識者
- (2) 学識経験者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 保護者代表

(委員)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を各1名置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から科学図書館等基本構想策定の日までとする。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、高知県教育委員会事務局生涯学習課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月2日から施行する。